

いながわ 情報ポケット

募 集

自然学校救急員および指導補助員

町内小学校が実施する自然学校(5泊6日)救急員および指導補助員を募集します。

救急員 対象 看護士、養護教諭などの免許のある人
内容 児童の病気やけがなどの応急手当
報酬 日額 1万2千円(食費などを除く)
指導補助員 対象 大学生、専門学校生など
内容 教員の補助
報酬 日額 7千円(食費などを除く)

申込 いずれも6月7日までに、学校教育課(66-6000)へ
(社)猪名川町シルバー人材センター職員および臨時就業機会創出員

職員 1人(内容:事務および折衝業務)年齢20歳~30歳
臨時就業機会創出員 1人(内容:就業機会立案折衝業務)年齢50歳~60歳
募集期限 いずれも5月30日
試験日 6月11日(火)

申込・問合せ シルバー人材センター事務局(66-8686)へ
植木剪定のベストシーズン

シルバー人材センターでは、各家庭の植木の剪定や除草、庭木の消毒などを請け負っています。

基本料金 植木剪定1時間 1,650円から
屋外の清掃・除草1時間880円から
庭木の消毒一般家庭1回2,150円から
申込・問合せ 同センター事務局(66-8686)へ

第10回町長杯卓球大会

とき 6月9日(日)午前9時~
ところ 文化体育館(イナホール)
対象 町内在住、在勤または町卓球協会会員
種目 <一般の部>男子シングルス、女子シングルス、混合ダブルス
<中学生の部>男子シングルス、男子ダブルス(女子中学生は一般の部)
試合球 40mmを使用
参加費 <一般の部> シングルス500円、ダブルス1人300円
<中学生の部> 200円
申込先 5月24日までに八ガキに住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入のうえ〒666-0244猪名川町北野字上畑81-1 上畑陽治(66-8910)へ

奥猪名親子デート参加者
親子で楽しく魚つかみや野外料理(ちゃんちゃん焼き)などを行います。

とき 6月2日(日)午前10時~午後3時(小雨決行)
ところ 奥猪名健康の郷
募集人数 親子20組
対象 小学生とその保護者
参加費 1人2,500円
申込・問合せ 5月16日午前9時から奥猪名健康の郷(69-0485)へ

講座・教室
公民館講座
「木版画教室」6回コース
とき 6月7日 7月5日 9月6日 10月4日 11月1日 12月6日のいずれも金曜日の午後1時~同4時
ところ 中央公民館(工作室)
対象 初心者

成12年3月31日以前1年間に訪問介護(ホームヘルプサービス)を、無料で利用していた人は、当面の間利用者負担額が3%に減額される経過措置が設けられています。

現在ご利用の「訪問介護利用者負担額減額認定証」の有効期限は6月30日となっていますので、次のとおり申請をしてください。

申請期間 5月20日(月)~6月7日(金)
申請先 保険住民課
持参物 旧「訪問介護利用者負担額減額認定証」および認印
問合せ 保険住民課(66-8700)へ

社会福祉法人によるサービス利用料の負担減免制度の利用
低所得者の人が、社会福祉法人(町内では「天河草子」)の実施する介護サービス(訪問介護・通所介護・短期入所・介護老人福祉施設)を利用される場合、利用料の1/2が減免されますので、下記要件に該当される場合は保険住民課へ申請してください。

減免要件 町民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者
生活保護受給となつてしまう人
町民税非課税世帯に属する年間収入金額50万円以下の人(上記中の「世帯」は、住民票上の世帯で判断します。また、年間収入金額には、遺族年金・障害年金などの非課税収入も含まれます。)
問合せ 保険住民課(66-8700)へ

介護保険施設利用者の食事代減額後の負担額(1日当り) 世帯全員が住民税非課税:500円
生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金の受給者:300円
問合せ 保険住民課(66-8700)へ

訪問介護利用者負担軽減制度の利用
介護保険制度がスタートした平

(町在住・在勤の人) **講師** 宮田浩さん **定員** 20人 **参加料** 無料(材料等は実費) **持ち物** 彫刻刀
申込期間 5月16日~同22日
申込 電話で中央公民館(66-8432)へ(先着順)

「考古学体験教室」7回コース
とき・内容 6月2日(日)町内の原始時代概説 7月14日(土)石器作り(200円) 7月20日(日)土器作り(500円) 8月6日(火)土器作り(500円) 8月27日(火)ガラス玉作り(400円) 9月16日(月)勾玉(マガタマ)作り(400円) 遺跡見学(場所未定)いずれも午後1時30分~
ところ 中央公民館(工作室)
対象 町内の小学生(4~6年生) **講師** 大下明さん **定員** 20人(見学者、保護者同伴) **参加料** 無料(材料等実費) **申込期間** 5月16日~同22日
申込 電話で中央公民館(66-8432)へ

手打ちうどん講座
ふるさと館では、昨年度大好評だった手打ちうどんの講座を今年度も行います。うどんを作った後、全員で試食し、交流をはかります。

とき 6月1日(土)午前10時~午後2時
ところ ふるさと館(催し会場) **講師** 宮川勝芳さん **参加費** 1,000円(8食分材料費) **持ち物** エプロン、三角巾 **募集人数** 20人(電話受付・先着順) **申込・問合せ** 5月18日から、ふるさと館(68-0389)へ

お知らせ
平成15年3月新規卒求人事業所説明会
来春の卒業予定者の採用に関して、積極的な採用の依頼、的確な採用計画や公正な採用選考の周知などを図るため、事業所を対象に求人説明会を開催します。

とき 6月6日(木)午後1時~
ところ スワンホール3階多目的ホール(伊丹市昆陽池2-1)
対象 事業所(採用は問わない) **問合せ** ハローワーク伊丹(72-8619)へ

なお、各自自治会で作業実施日が異なることがありますので、地域の自治会長さんもしくは衛生委員さんへ実施日をご確認ください。また、自治会で子どもが清掃作業に取り組み場合は、責任者がしっかりと監督し、交通量が多い

道路などは避けてください。今後とも、住み良い環境づくりのため「心がけ、一つで出来る街の美化」を合言葉に、街の美化にご協力ください。問い合わせは、生活環境課(66-8712)へ。

な

め

ざ

せ

国

体

選

手

づ

き

を

開

催

日

は

5

月

1

8

日

は

5



5月15日から同21日までは、春の環境美化週間です。期間中の日曜日(町あげての清掃活動日)とし、クリーンアップ作戦を実施しています。普段みんなで使用する公園や自治会館・公会堂の周辺はゴミで汚れていませんか。一人ひとりで、大変な清掃作業もみんなで取り組めば、たちまちきれいな姿を取り戻します。昨年のクリーンアップ作戦でのゴミ収集量は、24.6ト

な

め

ざ

せ

国

体

選

心がけ、一つで出来る街の美化

めざせ 国体選手!

レスリング教室を開催

レスリング教室開催日(全10回)

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」 ~中学生体験活動週間~

平成10年度から兵庫県下の全中学校で始まった「トライやる・ウィーク」を、今年も下記の日程で実施します。21世紀を生きる子どもたちに豊かな心情と生きる力をはぐくむ「心の教育」推進事業として、中学2年生全員が地域の中で体験学習をします。地域の中で体験学習をすることも、生徒たちにとって新しい発見と感動のできる貴重な体験となっています。今年も各中学校区推進委員会が中心となり、町内で多くの人たちの力をお借りして「トライやる・ウィーク」を実施します。子どもたちが地域に根ざして主体的に生きることを目指す活動ですので、趣

旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。
問い合わせは、学校教育課(66-6000)へ。

中谷中学校・六瀬中学校
5月27日(月)~5月31日(金)
猪名川中学校
6月3日(月)~6月7日(金)

競技を通じて、礼儀、体力、精神力を身につけよう。
国体出場選手や日本代表選手が生まれるかも。
とき 下表のとおり(全10回)
ところ 猪名川高校および勤労者体育館
対象者 小学1年生~中学3年生の男女
参加費 500円(保険料含む)
定員 30人(先着順)

指導 猪名川町レスリング協会
服装 運動のできる服装(ジャージ、Tシャツ)、体育館シューズ
募集期限 5月31日
申込みは、生涯学習課国体推進室(66-7400)へ。

指導 猪名川町レスリング協会
服装 運動のできる服装(ジャージ、Tシャツ)、体育館シューズ
募集期限 5月31日
申込みは、生涯学習課国体推進室(66-7400)へ。

ゆうあい「いきいき」教室
参加者は事前に健康に異常のないことを確認の上、本人の責任で参加してください。8月はいずれの教室も休みです。

ゆうあいセンターでは、水泳・水中エクササイズ教室の修了生を対象に左表のとおり半年コースの教室を開催します。申込み・問い合わせは、ゆうあいセンター(66-1200)へ。

ゆうあいセンターでは、水泳・水中エクササイズ教室の修了生を対象に左表のとおり半年コースの教室を開催します。申込み・問い合わせは、ゆうあいセンター(66-1200)へ。



昨年、猪名川郵便局で郵便配達に取り組み生徒達

あなたの宅地は安全ですか?

普段は大丈夫と思っていても、梅雨や台風の大雨が思いがけない災害をもたらすことがあります。降雨によって災害が生じる恐れがないか、次の項目を参考にあなたの宅地を再点検してください。



防災相談を実施
阪神北泉民局の担当員による宅地防災相談を開催します。擁壁の安全性に不安があるなど、宅地に関する防災の相談に応じます。
とき 5月20日(月)~同22日(水)午前10時~午後4時
ところ 阪神北泉民局県土整備部建築第一課(宝塚市旭町2-4-15)
問い合わせは、阪神北泉民局同課(0797-83-6571)へ。

ゆうあいセンターでは、水泳・水中エクササイズ教室の修了生を対象に左表のとおり半年コースの教室を開催します。申込み・問い合わせは、ゆうあいセンター(66-1200)へ。

ゆうあいセンターでは、水泳・水中エクササイズ教室の修了生を対象に左表のとおり半年コースの教室を開催します。申込み・問い合わせは、ゆうあいセンター(66-1200)へ。

ゆうあいセンターでは、水泳・水中エクササイズ教室の修了生を対象に左表のとおり半年コースの教室を開催します。申込み・問い合わせは、ゆうあいセンター(66-1200)へ。

健康・福祉

国民年金保険料の免除制度と猶予制度

収入が少ないなどの理由で国民年金保険料を納付することが困難な人は、保険料の免除制度があります。また、現在学生の方は、一定の要件を満たせば保険料の納付猶予が受けられます。申請を希望される人は5月中旬に保険住民課(または日生・六瀬住民センター)まで相談ください。

問合せ 保険住民課(66-8700)へ
介護保険施設利用者の標準負担額減額制度の利用

介護保険施設利用者の食事代については、医療保険における入院時の食事負担と同様、標準負担額(1日当り780円)が定められています。利用者はこの額を負担しますが、次のとおり減額制度がありますので該当する人は保険住民課へ申請してください。なお減額は申請のあった月からとなります。

介護保険施設利用者の食事代減額後の負担額(1日当り) 世帯全員が住民税非課税:500円
生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金の受給者:300円
問合せ 保険住民課(66-8700)へ

訪問介護利用者負担軽減制度の利用
介護保険制度がスタートした平

成12年3月31日以前1年間に訪問介護(ホームヘルプサービス)を、無料で利用していた人は、当面の間利用者負担額が3%に減額される経過措置が設けられています。

現在ご利用の「訪問介護利用者負担額減額認定証」の有効期限は6月30日となっていますので、次のとおり申請をしてください。

申請期間 5月20日(月)~6月7日(金)
申請先 保険住民課
持参物 旧「訪問介護利用者負担額減額認定証」および認印
問合せ 保険住民課(66-8700)へ

社会福祉法人によるサービス利用料の負担減免制度の利用
低所得者の人が、社会福祉法人(町内では「天河草子」)の実施する介護サービス(訪問介護・通所介護・短期入所・介護老人福祉施設)を利用される場合、利用料の1/2が減免されますので、下記要件に該当される場合は保険住民課へ申請してください。

減免要件 町民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者
生活保護受給となつてしまう人
町民税非課税世帯に属する年間収入金額50万円以下の人(上記中の「世帯」は、住民票上の世帯で判断します。また、年間収入金額には、遺族年金・障害年金などの非課税収入も含まれます。)
問合せ 保険住民課(66-8700)へ

介護保険施設利用者の食事代減額後の負担額(1日当り) 世帯全員が住民税非課税:500円
生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金の受給者:300円
問合せ 保険住民課(66-8700)へ

訪問介護利用者負担軽減制度の利用
介護保険制度がスタートした平

成12年3月31日以前1年間に訪問介護(ホームヘルプサービス)を、無料で利用していた人は、当面の間利用者負担額が3%に減額される経過措置が設けられています。

現在ご利用の「訪問介護利用者負担額減額認定証」の有効期限は6月30日となっていますので、次のとおり申請をしてください。

申請期間 5月20日(月)~6月7日(金)
申請先 保険住民課
持参物 旧「訪問介護利用者負担額減額認定証」および認印
問合せ 保険住民課(66-8700)へ

社会福祉法人によるサービス利用料の負担減免制度の利用
低所得者の人が、社会福祉法人(町内では「天河草子」)の実施する介護サービス(訪問介護・通所介護・短期入所・介護老人福祉施設)を利用される場合、利用料の1/2が減免されますので、下記要件に該当される場合は保険住民課へ申請してください。

減免要件 町民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者
生活保護受給となつてしまう人
町民税非課税世帯に属する年間収入金額50万円以下の人(上記中の「世帯」は、住民票上の世帯で判断します。また、年間収入金額には、遺族年金・障害年金などの非課税収入も含まれます。)
問合せ 保険住民課(66-8700)へ

介護保険施設利用者の食事代減額後の負担額(1日当り) 世帯全員が住民税非課税:500円
生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金の受給者:300円
問合せ 保険住民課(66-8700)へ

訪問介護利用者負担軽減制度の利用
介護保険制度がスタートした平

成12年3月31日以前1年間に訪問介護(ホームヘルプサービス)を、無料で利用していた人は、当面の間利用者負担額が3%に減額される経過措置が設けられています。

現在ご利用の「訪問介護利用者負担額減額認定証」の有効期限は6月30日となっていますので、次のとおり申請をしてください。

申請期間 5月20日(月)~6月7日(金)
申請先 保険住民課
持参物 旧「訪問介護利用者負担額減額認定証」および認印
問合せ 保険住民課(66-8700)へ

社会福祉法人によるサービス利用料の負担減免制度の利用
低所得者の人が、社会福祉法人(町内では「天河草子」)の実施する介護サービス(訪問介護・通所介護・短期入所・介護老人福祉施設)を利用される場合、利用料の1/2が減免されますので、下記要件に該当される場合は保険住民課へ申請してください。

減免要件 町民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者
生活保護受給となつてしまう人
町民税非課税世帯に属する年間収入金額50万円以下の人(上記中の「世帯」は、住民票上の世帯で判断します。また、年間収入金額には、遺族年金・障害年金などの非課税収入も含まれます。)
問合せ 保険住民課(66-8700)へ

介護保険施設利用者の食事代減額後の負担額(1日当り) 世帯全員が住民税非課税:500円
生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金の受給者:300円
問合せ 保険住民課(66-8700)へ

訪問介護利用者負担軽減制度の利用
介護保険制度がスタートした平

成12年3月31日以前1年間に訪問介護(ホームヘルプサービス)を、無料で利用していた人は、当面の間利用者負担額が3%に減額される経過措置が設けられています。

現在ご利用の「訪問介護利用者負担額減額認定証」の有効期限は6月30日となっていますので、次のとおり申請をしてください。